

奥州市移住支援補助金交付申請に関する誓約事項

- 1 奥州市から補助金に関する報告又は立入調査について求められた場合は、それに応じます。
- 2 次の各号のいずれかに該当した場合は、市へ速やかに報告するとともに、奥州市移住支援補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合：全額
  - (2) 補助金の申請日から3年未満の間に市外へ転出した場合：全額
  - (3) 補助金の申請日から3年以上5年以内の間に市外へ転出した場合：半額
  - (4) 補助金の申請日から1年以内に申請時の職を辞した場合（一般就職又は専門人材の場合）：全額
  - (5) 起業支援金の支給決定を取り消された場合：全額